

令和4年度「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業 Q&A

申請について		
	質 問	回 答
1	日本語学校の応募でも問題はないか。別に所属している組織もあり、どちらで応募する方が良いか。	日本語学校で応募いただくことに問題はございません。複数の所属をお持ちの場合、本事業は開発したモデルの全国への普及を目指しておりますので、広域的な波及の観点からどちらで応募されるのが本事業の趣旨に合致するかを御判断の上、御応募ください。
2	「取組の組み合わせの例」として、3つ挙げられているが、これ以外の組み合わせでの申請は可能か。	可能です。「必須の取組」については、必ず企画に盛り込んでください。「任意の取組」については、自由に組み合わせで応募可能です。
プログラムの内容について		
	質 問	回 答
1	既に自団体で作成しているやさしい日本語の教材を活用したいのですが、本事業の対象となりますか。	本事業は「日本語教育の参照枠」を活用した、カリキュラム、シラバス、教師研修などの取組を組み合わせた包括的な教育モデルの開発を目的としています。教材開発は任意の取組として挙げられていますが、あくまでも教育モデル開発が主体となる事業であることは御理解ください。
2	教育モデル開発検討会議の外部委員の定義について聞きたい。客観的な評価をという意味での外部委員であれば、事業に携わるのは不適でしょうか。外部から呼んだ委員は、カリキュラム開発や研修実施等に携わる予定です。	応募団体の専従職員であるかで判断します。専従職員でないのであれば外部委員と判断して構いません。外部委員が事業にある程度の頻度に関わること自体に問題はありませんが、評価を行う場合等については適正な判断が行われるような人選や体制とするなど留意してください。
3	研修の規模について、特段何も書かれていませんが、採択後に全国で研修を実施するように等の条件が付与されることはありますか。	仕様書に記載のない要件を追加で求めることはありません。
4	本事業における外部委員の評価とはどのような位置づけになりますか。	本事業は開発したカリキュラムの全国展開を目的としていますので、全国に普及できるものかどうかという観点で第三者の目による評価を経ておく必要があることから、外部委員を過半数にするという要件を設けています。
5	必須の取組「コースカリキュラム・シラバスの開発」について、コースカリキュラム・シラバスの開発がこの事業目標(ゴール)と考えてよろしいでしょうか。研究授業は任意の取組とありますので、コースカリキュラムやシラバスを、教育実践を行って実証的に検証することは求められていないという理解で問題ありませんか。	御認識の通りです。本事業は、コースカリキュラム・シラバスの開発を事業目標としており、研究授業は任意の取組と位置づけております。
6	「生活」分野Can doモデル開発を行う場合、使用を指示されている文化庁のCan doはまだ確定版が出ていないと理解していますが、正式なものと現状の仮のものには大きな違いが生じる可能性はないという理解でよろしいでしょうか。また、今年度文化庁で行われるCan-doの質的・量的な妥当性検証というのは、どのように行うのか教えていただけますか。開発する教育モデルの評価の仕方を検討する際に参考にさせていただきます。	Can doの質的・量的な妥当性検証につきましては、今年度文化庁の調査研究として実施する予定ですが、本事業においては、Can do自体の検証は必須の取組として含まれておりません。そこで、カリキュラム開発にあたりましては、まずは現行の生活Can doをそのままお使いいただければと思います。ただし、検証の結果Can doに修正や削除等の変更が入ることは想定されます。採択された場合には、この進捗について情報提供をさせていただきます。検証の方法につきましては、「日本語教育の参照枠」pp.108-111に示されている質的・統計的な手法を用いて行います。詳細につきましては、下記リンクを御参照ください。 Council of Europe (2009) Relating language examinations to the Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment (CEFR) 1680667a2d (coe.int)

	経費について	
	質 問	回 答
1	2年の全体計画で800万円上限とのことですが、1年目に300万円で契約して100万円程余った場合は、そのまま2年目に繰り越すことはできますか。	繰り越しはできません。単年度契約となりますので、1年目の契約額をもとに2年目の応募可能額は判断します。2年目の応募を行うまでに明確に予算残が生じることが確定している場合、所要の契約変更手続きを行ってください。
2	人件費について、ひとつの単価しか示されていませんが、この単価しか認めないということですか。	仕様書で示す単価はあくまで参考単価です。受託先の支給規則や支払実績等から単価を算出することも可能ですが、契約時の単価は精算時に変更することができないこと、契約時に当該支給規則の提出が必要であることに御留意ください。詳細は仕様書の4ページを御参照ください。
3	人件費について、当団体職員が兼務として本事業に従事することは問題ありませんか。	問題ありません。本事業に従事した時間と本来の団体の業務に従事した時間とが勤務管理簿等で明確に分かれていることを示していただく必要があることに御留意ください。詳細は仕様書の5ページを御参照ください。